

愛媛県障がい者相談支援従事者研修事業実施要領

1 事業の目的

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とし、地域における障がい者相談支援体制を充実させるため、「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」（以下、「人材育成ビジョン」という。）に基づき、「4 実施内容」に記載する相談支援従事者研修を実施するものである。

2 実施主体

事業の実施主体は、愛媛県（事業者への委託可）又は愛媛県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 実施方法

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「相談支援従事者研修事業実施要綱」（以下「研修要綱」という。）に基づき実施する。

4 実施内容

(1) 初任者研修

① 研修対象者

ア 相談支援事業に従事しようとする者

イ 障がい者ケアマネジメントに継続して関われる者で、障がい者の相談等の業務について、一定の知識と相当程度の実務経験を有する者

ウ 市町等において障がい者の相談業務等に従事しようとする者

② 研修内容等

研修要綱別表1に定める標準カリキュラムの内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(2) 現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には、初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。ただし、旧カリキュラム受講者（令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者

現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者をいう。)の初回受講時についてはこの限りでない。

② 研修内容等

研修要綱別表2に定める標準カリキュラムの内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(3) 専門コース別研修

① 研修対象者

上記(2)の研修対象者

② 研修内容等

研修要綱別表3に定める標準カリキュラムの内容を参考に実施するものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(4) その他

ア 受講対象者は、各研修について全ての課程を受講できる者とする。

イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする者については、初任者研修の2日課程(研修要綱別表1の1から3に定める内容の研修をいう。以下同じ。)を受講させることができるものとする。

5 受講定員

受講定員については、研修の都度、別途定めることとする。

6 受講の手続き等

- (1) 受講希望者は、別に定めるところにより、知事(受託事業者を含む。)又は指定研修事業者(②及び③において「知事等」という。)に受講の申込みをするものとする。
- (2) 知事等は、(1)の規定による受講の申込みがあったときは、選考により、受講者を決定するものとする。
- (3) 知事等は、5の規定により定められた受講定員を超える数の受講の申込みがあったときは、その受講を認めないことができる。

7 修了証書

- (1) 知事は、研修修了者に対し、修了証書(様式第1号)を交付するものとする。
ただし、初任者研修の2日課程の受講者に対しては、受講証明書(様式第2号)を交付するものとする。
- (2) 指定研修事業者は、研修修了者に対し、修了証書(様式第3号)を交付するものとする。
ただし、初任者研修の2日課程の受講者に対しては、受講証明書(様式第4号)を交付するものとする。

8 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等の必要な事項を記載した名簿（様式第5～7号）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等の必要な事項を記載した名簿（様式第8～10号）を作成するとともに、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

9 研修会参加費用

研修開催費用は実施主体の負担とするが、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者を含む。）が負担するものとする。

10 その他留意事項等

- (1) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うものとする。
- (2) 障がいのある受講者等への配慮
 - ア 重度の障がいを持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、視聴覚教材の活用や最長24ヶ月を上限とした年度を越えた長期履修、基幹相談支援センター等での履修などの合理的配慮の実施を検討するものとする。
 - イ 聴覚障がいのある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うものとする。
 - ウ 視覚障がいのある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うものとする。
 - エ 障がいのある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場等の配慮を行うよう努めるものとする。
- (3) 受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めるものとする。
- (4) 研修の企画・立案に当たっては、県職員のほか、相当の経験を有し、各市町の自立支援協議会等に参画し地域における人材育成の指導的役割を担う相談支援専門員を中心に行うものとする。

附 則

この要領は平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。